

## 〈延滞金の計算について〉

1 納期限までに税金を完納されない場合、納期限の翌日から1月を経過する日までは、延滞金特例基準割合（平成26年1月1日から令和2年12月31までの期間は特例基準割合。以下同じ。）に年1%を加算した割合（上限割合：年7.3%）で計算した額、それ以降については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限：年14.6%）で納付日までの期間で計算した額の延滞金が徴収されます。

但し、納税（入）の猶予等の適用を受けた場合にその猶予した期間に応する延滞金を免除される場合（延滞金の金額が免除される場合を除く。）は、納税（入）の猶予等をした期間を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合）が年7.3%未満の場合には、当該期間であってその年に含まれる期間においては、当該猶予特例基準割合が適用されます。

※法人町民税で確定申告書の提出期限の延長を受けた期間内の延滞金の税率は、商業手形の基準割引率により変わります。

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項により、当該の前年に財務大臣が告示する割合（前々年9月から前年8月までの各月における銀行の新規短期貸付け平均利率の合計を12で除して計算した割合）に年1%を加算した割合です。

2 (1)税額が2,000円未満の場合は徴収されません。

(2)税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切捨てて計算してください。

(3)延滞金に100円未満の端数がある場合は、これを切捨ててください。

(4)延滞金の金額が1,000円未満の場合は、徴収されません。

(5)修正の申告又は更正の通知をした日が本来の申告書を提出した日の翌日から修正申告書を提出した日又は更正の通知をした日までの期間は延滞金の計算の基礎となる日から除外されます。ただし訴訟その他不正の行為によって町民税を免れた法人等が更正が行われることを予知して修正申告書を提出した等の場合は控除は認められません。

### 《お問い合わせ先》

〒979-1301 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

大熊町役場 税務課

電話 0240-23-7154  
FAX 0240-23-7849

◎指定金融機関等以外の金融機関から振替納付の方は、「東邦銀行 大熊支店 普通口座240 大熊町会計管理者」へお願いいたします。  
また、郵便振替で納付される場合は「02120-2-960061 福島県双葉郡大熊町会計管理者」へお願いいたします。

○会

○大

○福

○東

○東

○福

○福